

令和 6年 6月 27 日

県南広域振興局長様

提出者

住所 〒145-0071 東京都大田区田園調布2丁目16番5号

氏名 株式会社大昌電子

代表取締役社長 菅谷正蔵

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	岩手工場	* 整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県一関市藤沢町砂子田字宮ノ脇30	* 受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	6,678 kl	* 施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
岩手工場	〒029-3403 岩手県一関市藤沢町砂子田字宮ノ脇30	6,678 kℓ
		kℓ
		kℓ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください

1 温室効果ガスの排出状況

[illegible][illegible]

(3) 温室効果ガスの総排出量

備考1 原価計算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により計算してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。

3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

エネルギー使用量を令和8年度末までに令和5年度比で3%削減する。

【具体的な取組】

○省エネルギー

①電気

- ・生産計画に沿った設備稼働の継続
- ・長期連休及び未生産時は、不要な空調機の停止又は設定値緩和を実施
- ・品質改善活動及び生産効率改善活動による無駄遣いの排除

②重油

- ・蒸気漏れ修理へは随時対応
- ・蒸気使用量に応じた蒸気ボイラー稼働台数の調整

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

- ①買電の再エネ電気プラン導入に関する検討
- ②PPA事業(Power Purchase Agreement : 発電者と電力消費者の間で締結する「電力販売契約」)の検討

○自動車利用抑制

- ①宅配便の引取り時刻に合わせた生産計画を継続し、社有車・赤帽の使用抑制の継続

○輸送の合理化

- ①生産状況に応じたトラック輸送頻度調整の継続

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

- ①環境マネジメントプログラムによる各テーマの管理
- ②各テーマ達成状況の情報展開

(3) 計画の達成度の把握方法

- ①エネルギー使用量の月単位管理
- ②環境マネジメントプログラムの進捗管理

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

- ①工場天窓へ遮光幕設置(夏期)
- ②製品歩留り改善によるエネルギー有効利用